この度は，「コアカリ重点ポイント集〔改訂第 8 版〕vol.3」をご購入いただき，誠に有難うございます。
本書について，以下のとおり補足及び訂正させていただきます。
ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございませんが，何卒宜しくお願い申し上げます。

薬学ゼミナール編集　コアカリ重点ポイント集〔改訂第 8 版〕 vol.3

補足及び訂正一覧表

	訂正前	訂正後
P33　問 20　解説	誤	正
P100　問 14、 P101　問 14　解説	……が銘記されている。	……が明記されている。
P253 B. 年齢調整死亡率 4 行目	・現在の基準人口には、昭和 60 年モデル人口を……	・現在の基準人口には、平成 27 年モデル人口を……
P276 主な五類感染症の表 (P275 からの続き)	—	成人 T 細胞白血病(ATL)の項目を削除
P393　表　1.6.1 主な薬毒物と解毒薬 下から 3 行目	メチルチオニウム塩化物水和物(メチレンブルー)	メチルチオニニウム塩化物水和物(メチレンブルー)

下表は、2022 年 4 月の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更となります。

	訂正前	訂正後
P51 D. 個人情報の保護に関する法律における守秘義務 枠内	(安全管理措置)：第 20 条 …… (従事者の監督)：第 21 条 ……	(安全管理措置)：第 23 条 …… (従事者の監督)：第 24 条 ……

下表は、2022 年 4 月の調剤報酬改定に伴う変更となります。

	訂正前	訂正後
P207　メモ欄 下から 2 行目	……調剤基本料(9～42 点)を算定する。	……調剤基本料(7～42 点)を算定する。

下表は、2023 年 5 月の感染症法上の位置づけの変更に伴う追補訂正となります。

	訂正前	訂正後
P273 感染症類型の表 (P272 からの続き)	—	新型コロナウイルス感染症を P272 の五類感染症に移動

下記は食品表示基準の一部改正に伴う追補訂正となります。

<table>
<tr><th></th><th>訂正前</th><th>訂正後</th></tr>
<tr><td>P343</td><td>アレルギー表示対象品目
<table>
<tr><th></th><th>名称</th><th>詳細</th></tr>
<tr><td rowspan="2">特定原材料
（7 品目）</td><td>卵・乳・小麦・えび・かに</td><td>発症件数が多い</td></tr>
<tr><td>そば・落花生</td><td>症状が重篤であり……</td></tr>
<tr><td>特定原材料に準ずるもの
（21 品目）</td><td>……牛肉・くるみ・さけ……</td><td>過去に一定の……</td></tr>
</table></td><td>アレルギー表示対象品目
<table>
<tr><th></th><th>名称</th><th>詳細</th></tr>
<tr><td>特定原材料
（8 品目）</td><td>卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生・くるみ</td><td>発症件数が多い又は症状が重篤であり……</td></tr>
<tr><td>特定原材料に準ずるもの
（20 品目）</td><td>……牛肉・さけ……</td><td>過去に一定の……</td></tr>
</table></td></tr>
</table>